祝品請求に伴う事実確認書類について

結婚・出産祝品はご請求にあたって、事実を確認できる書類（写し可）の添付が必要になります。

お手数でも以下を参考に<u>いずれか一つ</u>を請求書と一緒にご提出ください。

※<u>必ずマイナンバー（個人番号）の記載がない書類としてください。</u>※

祝品種別	事実確認書類（いずれか一つ、写し可）
結婚祝品	■ 契約者氏名、婚姻年月日が記載された以下の書類 ※ 住民票は不可
	① 婚姻届受理証明書
	② 戸籍謄（抄）本
	③ 結婚証明書（婚姻年月日または挙式年月日の記載があるもの）
出産祝品	■ 契約者氏名、出生日、契約者との続柄が記載された以下の書類 ※ 健康保険証（共済組合員証）は不可
	① 出生届受理証明書
	② 母子手帳（出生届出済証明欄＋保護者記入欄のページ）
	③ 住民票（続柄必須、マイナンバーの記載がないもの）
	④ 戸籍謄（抄）本